



## 10 後期高齢者医療制度

---

身体上又は知的上の障がいがあり、日常生活を営むのに支障がある方は、満65歳から高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けられます（通常75歳以上）。

### 対象者

満65歳以上75歳未満の方で次のような障がいのある方

- ・ 身体障がい 1級～3級の方、4級の一部の方
- ・ 重度の知的障がい者（療育手帳A）
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2級の方
- ・ 障害基礎（厚生）年金 1・2級を受給している方

### 手続きに必要なもの

- ・ 障がいを証明できる身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・年金証書
- ・ 健康保険の資格がわかるもの
- ・ 手続きされる方の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのものは1点。顔写真がないものについては、2点必要です）
- ・ マイナンバー（個人番号）の確認ができるもの
- ・ 通帳

### 手続き・問い合わせ先

役場住民・出納課住民室保険担当 0156-28-3857（直通）